

## 「民事控訴審ハンドブック」お詫びと訂正

本書に、下記の誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

日本加除出版株式会社

頁	誤	正
2 頁 15 行目	特定の争について控訴審で	特定の争点について控訴審で
23 頁 19 行目	208 条) 特別上訴は	208 条) 特別上訴は
75 頁注 86)	Zizilprozess	Zivilprozess
111 頁 81), 82) ; 113 頁注 91) ; 117 頁注 104)	Wieczorek/Schütze/ <i>Gerkan</i>	Wieczorek/Schütze/ <i>Gerken</i>
114 頁注 94)	なお、被告の相殺債権が <u>もはや存在しない</u> ことが	なお、裁判所が請求債権の額を上回る被告の相殺債権の当初からの存在を否定した場合に、被告の相殺債権が存在しないことが
136 頁 20 行目	が得られない可能性を	が得られない可能性も
157 頁 10 行目	たとえ共同訴訟人の 1 人が	たとえば共同訴訟人の 1 人が
164 頁 14 行目	保証人、 <u>抵当不動産または質物の所有者は、保証債務履行請求等の訴訟において、保証債務、被担保債権の附従性に基づき、主たる債務者、債務者本人に帰属する抗弁を、保証人は主債務者、債務者本人に帰属する抗弁を援用することができるが、これらの者に対する債権者の請求を棄却する確定判決もまた、保証人等が援用することができる抗弁とみなすことができる。</u>	保証人は、保証債務の履行請求訴訟において、保証債務の附従性に基づき、主たる債務者に帰属する抗弁を援用することができるが、主たる債務者に対する債権者の請求を棄却する確定判決もまた、保証人が援用することができる抗弁とみなすことができる。
172 頁 8～9 行目	たとえば共同訴訟の 1 人でも	たとえば共同訴訟人の 1 人でも
179 頁 5 行目	できないというは <u>不当だと</u> 考えられる。	できないという <u>のは</u> 不当だと考えられる。
183 頁 4～5 行目	共同訴訟人は上訴人 <u>なら</u> ないとした。	共同訴訟人は上訴人 <u>になら</u> ないとした。
188 頁 14 行目	移審しているの <u>すぎ</u> ない。	移審しているに <u>すぎ</u> ない。
211 頁 5 行目	そうでないかぎり、被参人によって	そうでないかぎり、被参加人によって
212 頁 10 行目	被告知者が補助参加人として判決の	補助参加人として判決の
219 頁 21 行目	同一争点に関する <u>二重の判断および判断矛盾の回避</u>	同一争点に関する判断矛盾の回避
221 頁 17～18 行目	…控訴人になるのは被控訴人である。	…控訴人になるのは被参加人である。
224 頁 15 行目	抵触する訴訟をする	抵触する訴訟行為をする
228 頁 16 行目	…上訴期間経過後は <u>訴訟行為の</u> …	…上訴期間経過後は <u>訴訟行為の</u> …
251 頁 4～6 行目	2 第一審判決後の権利承継および義務引受け (1) 請求認容判決後の権利承継人または義務承継人が参加申立てとともに控訴を提起する場合	2 第一審判決後の権利承継人および義務引受人の参加 (1) 請求認容判決後に権利承継人または義務承継人が参加申立てとともに控訴を提起する場合
251 頁 9 行目	自己の取得した権利に適合する申立て	自己の取得した権利 <u>または承継した義務</u> に適合する申立て
251 頁 11～12 行目	第一審裁判所が被参加人 (原告) の控訴人 (被告)	第一審裁判所が原告 (被承継人) の被告 (被控訴人)
265 頁 23 行目	自己の控訴提起行為または補助参加人の控訴提起行為に限定する	自己の控訴提起行為に <u>限定し</u> 、または補助参加人の控訴提起行為に限定する
310 頁 9～10 行目	附帯控訴は上訴期間の徒過や上訴権の放棄により消滅した被上訴人の……それによって被上訴人に上訴審…	附帯控訴は控訴期間の徒過や控訴権の放棄により消滅した被控訴人の……それによって被控訴人に控訴審…
319 頁 13 行目	原判決のうちその敗訴部分について控訴を提起し、	原判決のうちその敗訴部分につき控訴を提起し、
367 頁 13 行目	口頭弁論の前に口頭準備の準備	口頭弁論の前に口頭弁論の準備
400 頁注 70) 4 行目	これに基づき合意の成立を認定して第一審判決を取り消し、請求を認容した	これに基づき、原告は定款上の発起人になるだけで実質株主にはならない旨の合意の成立を認定して、第一

		回結審により第一審判決を取り消し、請求を棄却した
456 頁 22 行目	民訴法は、控訴裁判所は <u>が</u> みずから	民訴法は、控訴裁判所はみずから
457 頁 8 行目	民訴法 306 条の沿革と意味	民訴法 305 条の沿革と意味
496 頁 8 行目	304 条——引用者) , 明定ス	304 条——引用者) / 明定ス
497 頁 16 行目	上訴審における利益変更禁止	上訴審における不利益変更禁止
500 頁 5 行目	抗告審または抗訴審の手続は即時抗告または	抗告審または控訴審の手続は即時抗告または
505 頁 7 行目	第一審裁判所に係属して <u>る</u> 。	第一審裁判所に係属して <u>いる</u> 。
524 頁下から 2 行目	訴訟代理人の <u>住所・氏名</u> を判決書に記載する	訴訟代理人の氏名を判決書に記載する
536 頁 6 行目	原判決主文第 1 項は本判決主文第 2 項のとおり変更	原判決主文 1 項は本判決主文 2 項のとおりに変更
574 頁 10～11 行目	差し戻される裁判所は、控訴裁判所 <u>であり</u> (飛越上告の場合には……) である。	差し戻される裁判所は控訴裁判所 (飛越上告の場合には……) である。
575 頁 17 行目	[533]	[833]
589 頁 21 頁	第二次控訴審において <u>訴訟</u> を別の法的基礎に訴訟を	第二次控訴審において別の法的基礎に訴訟を
597 頁 20 行目	拘束力類推説と <u>おり</u> よく適合する。	拘束力類推説と <u>より</u> よく調和する。
607 頁 8 行目	控訴審判決は第一審判決を維持する判決ではなく、	控訴棄却判決は第一審判決を維持する判決ではなく、
607 頁 27～29 行目	<u>200 万円</u> の限度で……控訴裁判所が <u>300 万円</u> の範囲で	<u>300 万円</u> の限度で……控訴裁判所が <u>400 万円</u> の範囲で
608 頁 23 行目	既判力を生じているので、差戻し後の控訴審	既判力を生じているので <u>ないかぎり</u> , 差戻し後の控訴審